

業務委託契約書

公立大学法人会津大学（以下甲という）と、_____（以下乙という）とは、甲の管理に属する別紙仕様書記載の契約対象物件の保全につき、次のとおり委託契約を締結する。

第 1 条 乙は甲に対して本書第1章以下に定めるところに従い契約対象物件の保全業務を実施することを約し、甲はこれに対し報酬（以下業務委託料という）を支払うことを約する。

第 2 条 添付「仕様書」は、本契約を締結するにあたり、乙が契約対象物件を調査のうえ作成し、甲の同意を得たものとする。

第 3 条 業務委託料の契約金額は、総額 金_____円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 金_____円也）とする。月額 金_____円也（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 金_____円也）と定める。

2 本契約により乙が業務を開始した日、又は本契約が終了した日が月の中途である場合、その月の業務委託料は、前項の金額をその月の日数で除して得た額にその月の業務を提供した日数を乗じて得た額とする。

第 4 条 乙は前条の業務委託料を毎月甲に請求し、甲は適法な支払請求書を受領した日の属する月の翌月25日までに、これを乙に支払うものとする。

第 5 条 業務委託料及び契約条件等は、情勢の変化あるいは、やむを得ない事情が発生したときは、甲乙協議の上これを改定することができる。

第 6 条 本契約に関する契約保証金は、公立大学法人会津大学契約事務取扱規則第39条の規定による。

第 7 条 乙が業務実施のために設置する機械、機器、その他の器具（以下警報機器という）は、乙の所有に属する。警報機器の種類、個数、設置場所は添付図面によるものとする。

第 8 条 甲は契約対象物件の増改築、模様替え、レイアウトもしくは用途変更をしようとするときは、その日から起算して15日前までに乙に通知するものとする。

2 契約対象物件の増、改、新築により既設の警報機器の移動、または変更等の必要を生じた場合は、事前に乙に通知するものとし、当該工事費は甲が負担する。

また、甲乙協議により新たに警報機器の付加が必要と認められた場合も同様とし、これに伴い、業務委託料を改定することを得るものとする。

第 9 条 乙は警報機器を常に円滑に運用できるよう適宜点検を行うものとし、点検の都度その結果を甲に報告するものとする。

第 10 条 甲は警報機器の取扱いについて過誤のないよう日常注意するとともに、警報機器について故障、又は異常を発見したときは直ちに乙に通知するものとする。

第 11 条 警報機器の補修又は交換に要する費用は、その原因が甲の責に帰すべき事由によるときは、甲が負担するものとする。

第 12 条 警報機器の配線の自然損耗により、乙の業務提供に支障が生じた場合は、乙の費用負担で配線の補修又は取替えを行うものとする。

第 13 条 本契約が終了したときは、乙は遅延なく警報機器を撤去する。

警報機器撤去に際し、乙は警報機器の取付けの必要上契約対象物件に施された孔穴、その他変更部分については、一切原状回復の義務を負わないものとする。

2 有効期間の満了により本契約が終了した場合もしくは、甲の事由により本契約が中途終了した場合は、警報機器の撤去料は乙の負担とする。

第 14 条 乙は天災その他、乙の責に帰することができない事由により、業務を続行することができなくなったときは、その状況のやむまでの間業務の提供を停止し、業務提供に関する本契約上の義務を一切免れるものとする。

この場合、乙は甲に対してその旨遅滞なく通知するものとする。

2 甲は相当な事由があるときは、乙に対して業務の停止を求めることができる。

3 前2項の規定により、業務の一部が停止されたときも甲は所定の業務委託料を支払うものとする。業務の全部が停止された場合の業務停止期間中の業務委託料については、甲乙協議して定めるものとする。

第 15 条 甲及び乙は、本契約の締結並びに実施にあたり知り得た相手方の機密事項を、契約有効期間中であると契約終了後であるとを問わず、一切他に漏洩してはならない。

第 16 条 乙は本契約の履行にあたり、業務の全部もしくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

第 17 条 乙は甲の承認を受けずに本契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡してはならない。

第 18 条 乙は本契約に基づく業務遂行中、乙の責に帰すべき事由により生じた甲の損害について第 3 項の賠償額を限度として、甲に対してその損害を賠償するものとする。

2 本委託契約の遂行中、乙が第三者に対して損害を与えた場合、必要となった経費のうち次項に定めた限度内の金額については乙が負担するものとする。ただし、損害が甲に帰すべき事由による場合

においては、その損害のために生じた経費については甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

- 3 第1項及び第2項の賠償限度額は、1事故につき、対人賠償、対物賠償、合わせて10億円とする。
- 4 甲は第1項の事故による損害が発生したときは、その事故を知った日から14日以内に書面をもって事故による損害の発生を乙に通知しなければならない。
- 5 乙は第2項の事故が発生したときは、速やかにその内容を書面をもって甲に通知しなければならない。

第19条 乙は下記事項については一切責任を負わないものとする。

- 一 天変地異、その他不可抗力により生じた一切の損害。
- 二 警報機器が正常に作動したにもかかわらず、乙の責に帰すことのできない事由で通信回線により送信が行われない状態にあったため生じた一切の損害。
- 三 甲の責に帰すべき事由により警報機器が正常に作動しなかったことにより生じた一切の損害。

第20条 甲は乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、文書をもって通知することにより本契約を解除することができる。

- 一 乙が正当な理由なくして本契約の全部又は一部を履行しないとき。
- 二 本契約について、乙又はその従業員に不正又は不当の行為があったとき。
- 三 甲において乙が本契約を履行することができないと明らかに認めるとき。
- 四 前各号のほか、本契約の条項に違反したとき。

第21条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第21条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。

ただし、下記一から四のうち命令又は審決の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売にあたる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が同条7項の規定又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。
- 三 乙が、独占禁止法第66条に規定する審決（同法第66条第3項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。）を受け、当該審決の取消の訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
- 四 乙が、独占禁止法第77条の規定による審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄

却又は訴却下の判決が確定したとき。

五 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

第 22 条 乙は甲の責に帰すべき事由により業務を提供しがたいと認めるときは、文書をもって通知することにより本契約を解除することができる。

第 23 条 甲及び乙は解約につき相当の事由がある場合は、その事由を付し文書をもって相手方に解約の予告をするものとし文書到着後、甲乙協議の上、本契約を解除することができる。

第 24 条 本契約の有効期間は、2020年4月1日から2025年3月31日までとする。

第 25 条 本契約の解釈に疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については、その都度甲乙誠意をもって協議の上これを解決するものとする。

第 26 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名捺印の上それぞれ1通を保有する。

2020年3月 日

(甲) 福島県会津若松市一箕町鶴賀字上居合90
公立大学法人会津大学
理事長 岡 隆 一

(乙)